

# バンコク日系企業知的財産研究会の目的及び活動について(案)

2007年3月26日

JETROバンコク

## 1. 名称

「バンコク日系企業知的財産研究会(通称:バンコクIPG)」

## 2. 目的

日系企業の知的財産権(主として模倣品)問題対策の強化と被害の縮小  
日系企業の知的財産権保護意識の啓発  
日系政府機関・企業間の知的財産権にかかわる情報の交換・共有  
タイ政府関係機関との関係構築・改善要請、欧米系政府機関・企業・団体との連携強化

## 3. 活動

- ・原則、2ヶ月に1回程度の定期会合及びその他の不定期会合により、以下の活動を行う。
  - メンバー間の知的財産権問題に関する情報交換・共有
    - ・メンバーからの知的財産権問題に関する情報の提供(最新動向、侵害事例、対策事例等)
    - ・意見交換を通じた問題点等の集約
    - ・被害実態調査等のテーマ調査の実施(外部委託等)
  - 外部講師による知財に関する講演、他の団体との情報交換
    - ・日米欧タイ政府関係者、学識経験者、実務家などからの政策的及び実務的情報の提供
    - ・他の知財関連団体(知財協、他国IPG、タイ知財団体、欧米団体など)との情報交換
  - タイ知的財産関連政府機関との対話
    - ・知財局、税関、警察、DSI、裁判所等の政府機関との定期会合を通じた関係構築
    - ・意見交換及び政策・運用改善提言(運用の透明性確保、法改正動向の入手や起草への反映など)
    - ・政府機関への必要な支援の実施(真贋判定事例集作成・セミナー実施等)
- その他、幹事会・本会合で決定された知的財産権関連の活動

#### 4. 運営方法

- ・ 運営幹事会(自薦・他薦問わず3～4社程度)による活動提案・議事内容決定  
(幹事の自薦・他薦は、3月31日までにご連絡下さい)
- ・ 事務局(JETRO バンコク)による連絡・会場準備
- ・ 必要経費は、可能な限り、特許庁委託事業費より支出

#### 5. 参加メンバー

上記目的に合致した活動を行う日系企業・団体及び政府関係機関(派遣専門家)による登録メンバーで構成。資格制限は、運営幹事会にて随時検討。情報の目的外使用・顧客勧誘活動等は厳禁。

(例)

- ・ 日系企業(参加資格は特段なし)
- ・ 日本大使館
- ・ 日本人商工会議所
- ・ JICA 等の政府派遣日本人専門家
- ・ JETRO 等

#### 6. 事務局

JETROバンコクセンター

(担当:知的財産権部 天野、Nantanatnida(Ms.))

以上